

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成28年4月18日

更新日：令和7年4月1日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒967-0622）福島県南会津郡南会津町宮床字川久保 22-1 番地  
（フクシマケンミヤヅグン ミヤヅマチ ミヤトコ アサカキホ）

名称（フリガナ）：南郷トマト生産組合（ナンゴウトマトセイサンクミイ）

代表者（管理人）の氏名：組合長 高木 正貴（タカギ マサタカ）

ウェブサイトのアドレス：<http://www.nangotomato.jp/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：トマト

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：南郷トマト（ナンゴウトマト）

### 4 明細書の変更

南郷トマト生産組合（以下『生産組合』という）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### （1）品種の確認

栽培する品種については、生産組合の有志による「南郷トマト研究部」が行う試験栽培の結果等を踏まえ、毎年トマト栽培の前に生産組合で決定する。また、「南郷トマト」の栽培農家（以下「生産者」という。）は、生産組合が運営する育苗センター又は生産組合が委託する育苗会社において生産された苗（生産地外で生産される場合も含む）を使用することとしている。生産組合は、生産者からの申し込みを受けて苗を配付しており、苗の申し込みの記録と苗の配付の記録を照合することにより、明細書に記載された生産の方法の基準（以下「生産基準」という。）が遵守されているか否かを確認し、品種・栽培の方法確認記録（参考様式1）に記録する。

#### （2）栽培の方法

生産組合は、生産者がトマトの出荷を開始するまでに南郷トマト栽培日誌（参考様式2）を提出させ、その内容を確認することにより生産基準が遵守されているか否かを確認し、品種・栽培の方法確認記録に記録する。

#### （3）出荷規格・最終製品の形態

生産組合は、会津よつば農業協同組合の協力の下、同農業協同組合の選果場における選果結果を記録した選果票の記載内容を確認するか、若しくはそれに代わる確認方

法により、出荷規格及び最終製品の形態について生産基準を遵守しているか否かを確認し、出荷物確認記録表（参考様式3）に記録する。

(4) 生産基準の遵守が疑われた場合の対応

生産組合は、生産基準が遵守されていない生産が疑われた生産者に対し、臨時の現地調査を実施し、調査・指導報告書に記録する（参考様式4）。

## 6 明細書適合性の指導

(1) 生産組合は、明細書に記載の生産方法の各基準に従った生産が行われていないことを確認した場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求めるとともに調査・指導報告書に記録する。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産組合は、当該生産者に対し、「南郷トマト」としての出荷を停止するとともに、当該生産者への苗の配付を一定期間禁止すること又は生産組合規約の規定に基づき除名することもできるものとする。

(2) 生産組合は、生産者が生産基準を遵守して生産するために生産者に対する説明会等を年1回以上実施し、指導する。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産組合は、5(3)の確認を受けたトマトについてのみ、地理的表示である「南郷トマト」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「南郷トマト」及び登録標章が表示されているもの（出荷用のダンボール箱やコンテナ等）についても確認する。

(2) 生産組合は、7(1)の確認の際に、以下のトマトがあるか否かも確認する。

- ① 生産基準のいずれかを満たしていないトマトであるにもかかわらず、地理的表示である「南郷トマト」及び登録標章が使用されているトマト
- ② 地理的表示である「南郷トマト」のみが使用されているトマト
- ③ 登録標章のみが使用されているトマト
- ④ 地理的表示である「南郷トマト」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているトマト

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 生産組合は、以下に該当する場合を確認した時は、生産者に対し、警告を発し、是正を求めるとともに調査・指導報告書に記録する。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産組合は、生産組合規約の規定に基づき除名することができるものとする。

- ① 生産基準のいずれかを満たしていないトマトであるにもかかわらず、地理的表示である「南郷トマト」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「南郷トマト」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「南郷トマト」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 生産組合は、6 (2) による指導の際に合わせて、生産者に対し地理的表示等の適正な使用について周知・徹底を図る。

## 9 実績報告書の作成等

生産組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、品種・栽培の方法確認記録、出荷物確認記録表及び調査・指導報告書
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

生産組合は、前記9 (2) において提出した資料に加えて以下の書類を、生産組合の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 苗の申し込みの記録
- (2) 苗の配付の記録
- (3) 南郷トマト栽培日誌
- (4) 南郷トマト選果結果

